新潟医療福祉大学図書館における国立国会図書館 「図書館向けデジタル化資料送信サービス」取扱要項

平成27年1月28日 図書館・情報委員会制定

(趣旨)

第1条 この要項は、新潟医療福祉大学図書館(以下「図書館」という。)における国立国 会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」(以下「送信サービス」と いう。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 送信サービスを利用できる者(以下「利用者」という。)は、新潟医療福祉大学図書館利用規程(以下「利用規程」という。)第2条第1号から第2号に掲げる者とする。

(利用目的)

第3条 利用者は、学習、教育又は研究を目的とする場合に限り送信サービスを利用する ことができる。

(利用時間)

- 第4条 送信サービスの利用時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで とする。
 - 2 前項に関わらず、利用規程第4条に掲げる休館日は、利用を休止する。

(閲覧)

- 第5条 送信サービスの閲覧は、図書館内の所定の閲覧用端末において利用するものとする。
 - 2 閲覧を希望する利用者は、所定の申込書と身分証を提示するものとする。
 - 3 閲覧用端末から送信サービスにログインする操作は図書館職員が行うものとする。
 - 4 利用者は閲覧するに際し、以下の行為をしてはならない。
 - (1) 閲覧用端末の館外への持ち出し
 - (2) 閲覧用端末の外部記憶装置との接続
 - (3) 閲覧用端末の画面の撮影
 - (4) 画面キャプチャ又は資料の電子ファイルの取得

(複写)

- 第6条 送信サービスの複写は、著作権法第31条の規定に基づき、図書館内の所定の管理用端末において図書館職員が行うものとする。
 - 2 複写を希望する利用者は、所定の申込書に複写箇所など必要事項を記入の上、身分証を提示するものとする。
 - 3 国立国会図書館より複写についての指示がある場合には、その指示に従うものと する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、送信サービスの取り扱いに関して必要な事項は、 別に定める。

(改廃)

第8条 この要項の改廃は、総務会の議を経て学長が行うものとする。

附則

この要項は、平成27年3月4日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用申込書

平成	年	月	日

新潟医療福祉大学図書館長 殿

所属:	
学籍番号:	
氏名:	

下記の通り、国立国会図書館によるデジタル化資料の利用を申し込みます。 利用に際しては本学の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」取扱要項を遵守し、図書館職員の指示に従います。

閲覧	申込

□ 複写申込 【カラー希望】 する・ しない 【精算】 公費・ 私費

資料名	著者・出版者	複写箇所 (コマ番号/ページ)

※複写物はA4、B4、A3のうち原寸に近いサイズでプリントします。

※1 枚あたりの複写料金は学内コピー機に準じます。(モノクロ 10 円、カラー30 円 2015 年 1 月現在)

受付番号		
複写枚数	モノクロ	枚
	カラー	枚
合計	円	枚